

物品供給申込書

年 月 日

クリアウォーターOSAKA株式会社 代表取締役 様

住所又は事務所所在地
商号または名称
氏名又は代表者氏名
適格請求書発行事業者登録番号

T

印

下記の物品について関係法令を守り、別紙仕様書・明細書・図面および見本並びに下記及び裏面に記載の契約条項、暴力団等の排除に関する特記事項を確認のうえ次の金額で申し込みます。

申込金額	百万	千	円
------	----	---	---

契約金額	百万	千	円	うち取引に係る 消費税及び 地方消費税の額	百万	千	円
------	----	---	---	-----------------------------	----	---	---

契約金額は、申込金額に当該金額の100分の10を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)である。

案件名称		明細書	別紙のとおり
納入期限	年 月 日	納入場所	

契約条項

- クリアウォーターOSAKA株式会社(以下「発注者」という。)及び受注者は、この申込書に基づき、仕様書等に従い、この契約を履行しなければならない。
- 受注者は、申込書記載の物品を申込書記載の納入期限までに納入し、引渡すものとし、発注者はその契約代金を支払うものとする。
- (1) 物品の引渡し前に生じた一切の損害は、受注者の負担とする。
(2) 受注者は、債務の履行について第三者に損害を及ぼしたときは、その賠償の責めを負う。
- 発注者は、受注者から納入の完了の通知を受けた後、速やかに検査を行う。
- 発注者は、受注者から適法な支払請求を受けた後、速やかに銀行振込により契約代金を支払う。
- 引渡された物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであるときは、発注者は、受注者に対し、当該物品の修補、代品との取替え又は不足分の引渡し等による追完を請求することができる。
- 受注者の責めに帰すべき事由によりこの契約の履行を遅延した場合は、受注者は契約金額につき、遅延日数に応じ、履行期限の翌日における民事法定利率の割合で計算した額を延滞違約金として発注者に支払う。
- (1) 発注者は、受注者が次のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。
ア 正当な理由なくこの契約の全部又は一部を履行しないとき
イ 正当な理由なく6の追完がなされないとき
ウ この契約の履行にあたり発注者の指示に従わないとき又は発注者の職務の執行を妨げたとき
エ 前のいずれかのほかこの契約に違反したとき
(2) 発注者は、次のいずれかに該当するときは、(1)の催告をすることなく、直ちに契約の解除をすることができる。
ア 受注者がこの契約の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき
イ 受注者の債務の全部が履行不能であるとき
ウ 受注者の債務の一部が不能である場合又は受注者が債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約の目的を達成することができないとき
エ 契約の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行しないでその時期を経過したとき
オ 発注者が(1)の催告をしても、受注者がその債務を履行しない又は契約の目的を達するのに足りる履行がなされる見込みがないことが明らかなきとき
カ この契約の締結又は履行について受注者に不正な行為があったとき
キ 受注者が発注者に重大な損害又は危害を及ぼしたとき

- (3) (1)及び(2)に掲げる事項が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、契約の解除をすることができない。
- 9 この契約に関し、発注者と受注者との間に紛争が生じた場合は、発注者と受注者とが協議のうえ定める第三者に仲裁を依頼することができる。なお、この解決のために要する費用は、発注者と受注者とで平等に負担する。
- 10 この申込書に定めのない事項については、クリアウォーターOSAKA(株)ホームページ掲載の物品買入契約書に定めるものとし、その他は必要に応じて発注者と受注者とが協議のうえ定めるものとする。

暴力団等の排除に関する特記事項

1 暴力団等の排除について

- (1) 発注者は、大阪市暴力団排除条例(平成23年大阪市条例第10号。以下「条例」という。)第8条第1項第6号に基づき、受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。)が条例第2条第2号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者(以下「暴力団密接関係者」という。)に該当すると認められた場合には、この契約を解除する。
- (2) 発注者は、条例第8条第1項第7号に基づき、条例第7条各号に規定する下請負人等(以下「下請負人等」という。)が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、受注者に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、受注者が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否した場合には、この契約を解除する。
- (3) 前2号の規定により契約が解除された場合においては、受注者は、契約金額の100分の20に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。